様式第17の4の5(第23条の9の3関係)

1　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

	実績値(事業年度)		予測値(事業年度)	
	(設備等の算定上の区分)	計	(設備等の算定上の区分)	計
原価(単位：円)				
利潤(単位：円)				
需要(単位：Mbps)				
(原価＋利潤)÷需要				
当該機能による使用回数				
接続料単価				
備考				

注1　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

2　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

3　設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤)÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。

5　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6　注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

7　接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

8　「予測値」の欄には、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の2　データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	実績値(事業年度)	予測値(事業年度)
原価(単位：円)		
利潤(単位：円)		
需要(単位：回線)		
接続料単価		
備考		

注1　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

3　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つてい

る場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

4　「予測値」の欄には、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の3　データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料

	数値
原価(単位：円)	
利潤(単位：円)	
需要(単位：枚)	
接続料単価	
備考	

注1　「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2　SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

3　「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。

4　費用の発生の態様ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

2　SMS伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価(単位：円)		
利潤(単位：円)		
需要(単位：回数)		
(原価＋利潤)÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注1　「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

2　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

3　設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤)÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。

5　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6　注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

3　音声伝送交換機能に係る接続料(設備区分別明細表)

		(1)第一種定末交設二指端系換備	(2)第一種定継伝路備二指中系送設	(3)第一種定継交設二指中系換備	(4)第一種定継交設間伝路備二指中系換備の送設	(5)第一種定末無基局二指端系線地	(6)第一種定末無基局第一種定末交局の送設二指端系線地と二指端系換間伝路備	(7)信用送設号伝路備	(8)信用継換号中交機	(9)携電の末認等行たにいれサビ制局帯話端の証をうめ用らる一ス御	(10)事者電通設と～と間設さる送設他業の気信備(1)(9)のに置れ伝路備	(11)備の属認らなも設へ帰がめれいの	(何)	計
原価(単位：円)	営業費													
	運用費													
	施設保全費													
	共通費													
	管理費													
	試験研究費													
	研究費償却													
	減価償却費													
	固定資産除却費													
	通信設備使用料													
	租税公課													
	計													
利潤(単位：円)														
需要(単位：秒)														
(原価＋利潤)÷需要														
当該機能による使用回数														
接続料単価														
備考														

注1　同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2　(1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

3　「需要」の欄は、通信時間を記載すること。

4　設備区分ごとの欄は、「(原価＋利潤)÷需要」に「接続に係る役務による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

5　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。

6　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備区分ごとの値を合計したものを記載すること。

7　「当該機能による使用回数」及び「接続料単価」の欄は、設備の使用の態様を考慮して複数の役務種別ごとの接続料を設定する場合は、当該役務種別ごとに記載すること。

8　注4から注7までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。